

大阪市条例第35号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は 条例に別に定めがあるものを除くほか、次 のとおり本市に執行機関の附属機関を置 く。 [表 別紙2 挿入]	(設置) 第1条 [同左] [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[第 1 条の表 別紙 1]

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	[同左]	[同左]
	大阪市屋外広告物 審議会	屋外広告物に関する重要事項の調査審議及び市長に対 する意見の具申に関する事務
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
[同左]		

[第 1 条の表 別紙 2]

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	[略]	[略]
	大阪市屋外広告物 審議会	屋外広告物に関する重要事項の調査審議及び市長に対 する意見の具申に関する事務
	大阪市下水道施設 維持管理審議会	下水道施設の維持管理に関する事項の調査審議及び市 長に対する意見の具申に関する事務
	[略]	[略]
[略]		